

今後の検討事項（学校施設のバリアフリー 化の推進）

令和7年1月27日(月)

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課

1. 学校施設のバリアフリー化のこれまでの取組

学校施設のバリアフリー化に関するこれまでの経緯

(平成15年)

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)の改正により、盲学校及び聾学校、養護学校が新築等を行う場合にバリアフリー基準への適合義務の対象となる施設となるとともに、それ以外の学校についても努力義務の対象となる施設に位置付けられる。

- ・学校施設バリアフリー化推進指針の策定(平成16年3月)
- ・学校施設のバリアフリー化等に関する事例集の策定(平成17年3月)
- ・学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集の策定(平成19年6月)
- ・学校施設整備指針の改訂
 - －特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方、バリアフリー化に関する記述などを充実(平成19年)
 - －東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、避難所としての防災機能強化などに関する記述の充実(平成26年)

(令和2年)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)の改正により、新築等を行う場合にバリアフリー基準への適合義務の対象となる特別特定建築物に、公立小中学校等が新たに位置付けられる。(法改正に係る附帯決議において、既存施設についても、数値目標を示し、バリアフリー化を進めることに言及。)

- ・学校施設バリアフリー化に関する実態調査公表、推進指針改訂、整備目標設定(令和2年12月)
- ・学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集(令和4年6月)
- ・学校施設のバリアフリー化に関する実態調査(2回目)の公表と学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進についての要請を通知(令和4年12月) など

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の取組について

- 令和2年5月のバリアフリー法の改正により、**既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化されたことを踏まえ、文部科学省では、令和7年度末までの整備目標を設定し、取組の加速を要請。**
- 学校設置者は、**関係部局との連携を図りながら整備計画を策定し、計画的な取組を加速することが必要。**具体的には、**要配慮児童生徒の入学予定情報等を早めに収集しつつ、あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、施設全体のバリアフリー化を進めることが重要。**
- 文部科学省では、令和3年度から、バリアフリー化のための改修事業について**国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ。**

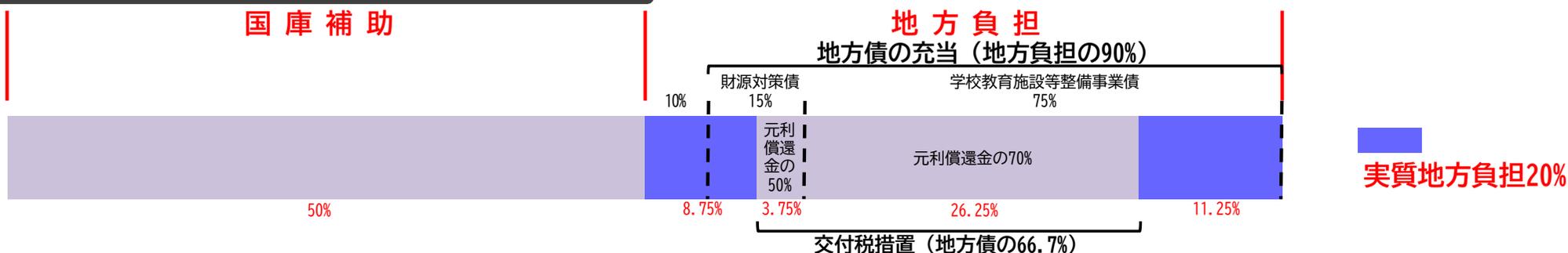
●バリアフリー化率の現状と、令和7年度末までの国の目標

※学校施設のバリアフリー化に関する**計画等がある地方自治体は25%**に留まる。

対象		令和2年度	令和4年度	令和7年度末までの目標	
バリアフリースイレ	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている 全ての学校 ※に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%(校舎)、約98%(屋内運動場)に相当	
	屋内運動場	36.9%	41.9%		
スロープ等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校 に整備する	
		屋内運動場	74.4%		77.9%
	昇降口・玄関等から 教室等まで	校舎	57.3%		61.1%
		屋内運動場	57.0%		62.1%
エレベーター (1階建ての建物のみ保有する学校を含む)	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が 在籍する全ての学校 ※に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%(校舎)、約76%(屋内運動場)に相当	
	屋内運動場	65.9%	70.5%		

●バリアフリー化工事の国庫補助算定割合引き上げ

※地方負担分について、90%まで地方債を充当可能。そのうち66.7%が交付税措置される。



学校施設のバリアフリー化に関する整備目標

令和2年5月時点の学校施設のバリアフリー化に関する実態調査の結果や「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」報告書（令和2年12月）を踏まえ、同年12月、文部科学省において、公立小中学校等施設におけるバリアフリー化に関する整備目標を設定。

1. 将来的に目指す姿

公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車椅子利用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。

2. 令和7年度末の整備目標（緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標）

車椅子利用者用トイレ		<u>避難所に指定されている全ての学校</u> に整備する
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	<u>全ての学校</u> に整備する
	昇降口・玄関等から教室等まで	
エレベーター		<u>要配慮児童生徒・教職員が在籍する全ての学校</u> に整備する

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（1）

- 文部科学省では、令和2年のバリアフリー法改正及び改正法の附帯決議等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化を推進するため、国公立の小中学校及び特別支援学校の施設を対象とするバリアフリー化の実態について調査を実施。

【調査の経緯】

令和2年度 1回目の調査	令和2年12月、調査結果を公表するとともに、 <u>令和7年度末までの整備目標を設定し、公立小中学校等の学校設置者に対し、バリアフリー化の取組の加速を要請。</u>
令和4年度 2回目の調査	令和4年12月、調査結果を公表するとともに、 <u>公立小学校等の学校設置者に対し、改めて取組の一層の推進を要請。</u> ○「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について」 （4文科施408号、令和4年12月26日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）
令和6年度 3回目となる実態調査を実施	

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（3）

公立小中学校のバリアフリー化の状況と予定

- ・公立小中学校には、義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ・公立の特別支援学校と国立学校については、以下の数字には含まれていない。

（1）校舎

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校※2を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※1	
令和2年度 28,156 (100.0%)	18,359 (65.2%)	22,111 (78.5%)	16,122 (57.3%)	7,634 (27.1%)
令和4年度 27,733 (100.0%)	19,523 (70.4%)	22,805 (82.2%)	16,954 (61.1%)	8,041 (29.0%)
令和7年度（予定） 27,733 (100.0%)	20,959 (75.6%)	23,478 (84.7%)	18,431 (66.5%)	9,487 (34.2%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。

※2 1階建ての校舎のみ保有する学校は241校（総学校数の約1%に相当）。

2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は7,800校（総学校数の約28%に相当）。

※3 令和4年9月1日時点。

調査結果全体版：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01164.html

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（４）

公立小中学校のバリアフリー化の状況と予定

- ・公立小中学校には、義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ・公立の特別支援学校と国立学校については、以下の数字には含まれていない。

（２）屋内運動場

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔 1階建ての校舎のみ 保有する学校※ ² を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※ ¹	
令和2年度 27,890 (100.0%)	10,299 (36.9%)	20,747 (74.4%)	15,884 (57.0%)	18,387 (65.9%)
令和4年度 27,514 (100.0%)	11,516 (41.9%)	21,429 (77.9%)	17,098 (62.1%)	19,394 (70.5%)
令和7年度（予定） 27,514 (100.0%)	13,783 (50.1%)	22,247 (80.9%)	18,462 (67.1%)	19,775 (71.9%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にあるアリーナ等までの経路。

※2 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校は、17,918校（総学校数の約65%に相当）。

2階建て以上の屋内運動場を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は1,476校（総学校数の約5%に相当）。

※3 令和4年9月1日時点。

調査結果全体版：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01164.html

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（5）

公立特別支援学校のバリアフリー化の状況と予定

（1）校舎

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※1	
参考：令和2年度 1,053 (100.0%)	1,009 (95.8%)	993 (94.3%)	944 (89.6%)	904 (85.8%)
今回：令和4年度 1,085 (100.0%)	1,058 (97.5%)	1,042 (96.0%)	984 (90.7%)	940 (86.6%)
予定：令和7年度 1,085 (100.0%)	1,067 (98.3%)	1,046 (96.4%)	990 (91.2%)	949 (87.5%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。

※2 令和4年9月1日時点。

調査結果全体版：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01164.html

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（6）

公立特別支援学校のバリアフリー化の状況と予定

（2）屋内運動場

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※1	
参考：令和2年度 1,008 (100.0%)	765 (75.9%)	930 (92.3%)	880 (87.3%)	892 (88.5%)
今回：令和4年度 1,032 (100.0%)	831 (80.5%)	970 (94.0%)	924 (89.5%)	930 (90.1%)
予定：令和7年度 1,032 (100.0%)	849 (82.3%)	974 (94.4%)	932 (90.3%)	937 (90.8%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にあるアリーナ等までの経路。

※2 令和4年9月1日時点。

調査結果全体版：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01164.html

国立学校のバリアフリー化の状況

(1) 校舎

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※ ¹	
令和4年度 146 (100.0%)	116 (79.5%)	132 (90.4%)	94 (64.4%)	71 (48.6%)

(2) 屋内運動場

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校※ ² を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※ ¹	
令和4年度 146 (100.0%)	73 (50.0%)	128 (87.7%)	103 (70.5%)	102 (69.9%)

※¹ 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。

※² 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校は93校（総学校数の約64%に相当）。

2階建て以上の屋内運動場を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は9校（総学校数の約6%に相当）。

※³ 令和4年9月1日時点。

調査結果全体版：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01164.html

私立学校のバリアフリー化の状況

- ・対象校種 私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校。
- ・調査時点 令和4年9月1日時点。

(1) 校舎

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校※2を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※1	
令和4年度 2,411 (100.0%)	1,786 (74.1%)	1,640 (68.0%)	1,325 (55.0%)	1,464 (60.7%)

(2) 屋内運動場

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての屋内運動場のみ 保有する学校※3を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※1	
令和4年度 2,331 (100.0%)	1,089 (46.7%)	1,387 (59.5%)	1,061 (45.5%)	1,226 (52.6%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室・アリーナ等までの経路。

※2 「2階建て以上の校舎のうちエレベーターが設置された学校」及び「1階建ての校舎のみを保有する学校」の合計値。
このうち、2階建て以上の校舎のうちエレベーターが設置された学校は1,442校（総学校数の約6割に相当）。

※3 「2階建て以上の屋内運動場のうちエレベーターが設置された学校」及び「1階建ての屋内運動場のみを保有する学校」の合計値。このうち、2階建て以上の屋内運動場を保有する学校でエレベーターが設置された学校は781校（総学校数の3割に相当）。

学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進

- 令和4年12月、調査結果を公表するとともに、各学校設置者に対し、改めて取組の一層の推進を要請。

【通知の内容】 ※「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（令和4年12月26日付け通知4文科施408号）」

（掲載URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/2022/mext_00001.html）も参照

1. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）を踏まえ、既存施設を含めて、所管する公立小中学校等施設のバリアフリー化を加速すること。公立小中学校等以外の学校施設についても、バリアフリー化を着実かつ迅速に進めること。
2. バリアフリー化に関する整備計画が未策定の学校設置者では、建築担当部局や防災担当部局など関係部局と連携を図りながら策定を行うこと。また、計画的に整備を進めること。
3. 令和3年度より、バリアフリー化のための改修事業について、国庫補助率を1／3から1／2に引き上げた。令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算案でも引き続き支援を行うので、緊急防災・減災事業債（総務省所管）も活用し整備を行うこと。
4. あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、施設全体のバリアフリー化を進めること。その際には、建築物移動等円滑化基準を参考にすること。
5. 既存不適格建築物における法令への対応が生じた場合は、過去の通知や事務連絡等も参考に、設計者や特定行政庁に積極的に相談しつつ対応すること。
6. 文部科学省ウェブサイト中に「学校施設のバリアフリー化の推進」の特設ページを開設したので、バリアフリー化の検討や実施、また機運醸成等のために活用すること。

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組（1）

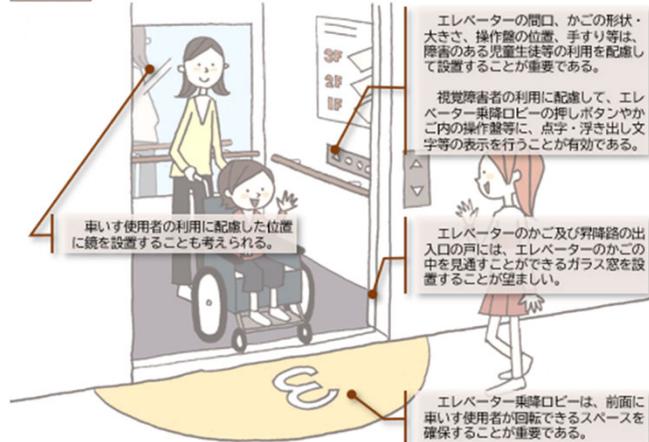
- 既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に推進されるよう、技術的な観点において必要となる情報を事例として示し、各学校設置者における検討に資する資料として「学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集」を取りまとめ（令和4年6月）

イラスト解説例：利用しやすいエレベーター

利用しやすいエレベーター



部位別解説



エレベーターや乗降ロビーの大きさ、視覚障害者の利用に配慮した操作盤、鏡の設置などについてイラストで解説。

各自治体が制定・策定している学校施設のバリアフリー化に係る条例・計画や、学校ごとの個別のバリアフリー整備等を掲載。（計11自治体、19施設）

掲載例：

東京都町田市立 町田第一中学校



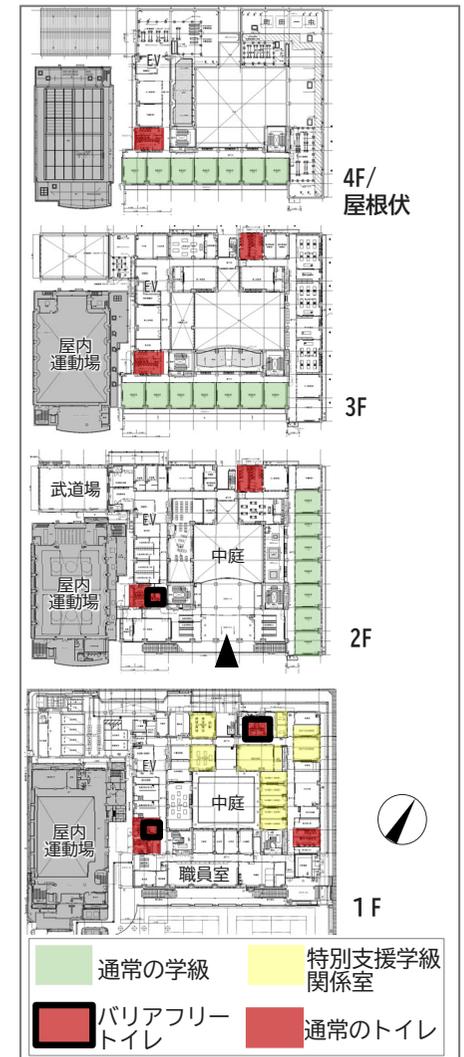
各階にある一般のトイレも広く作られ、その内部には、車いすでも利用できるトイレが整備

滋賀県近江八幡市立 八幡小学校



児童生徒の状況に合わせ、スロープを、勾配の小さいものに付け替え

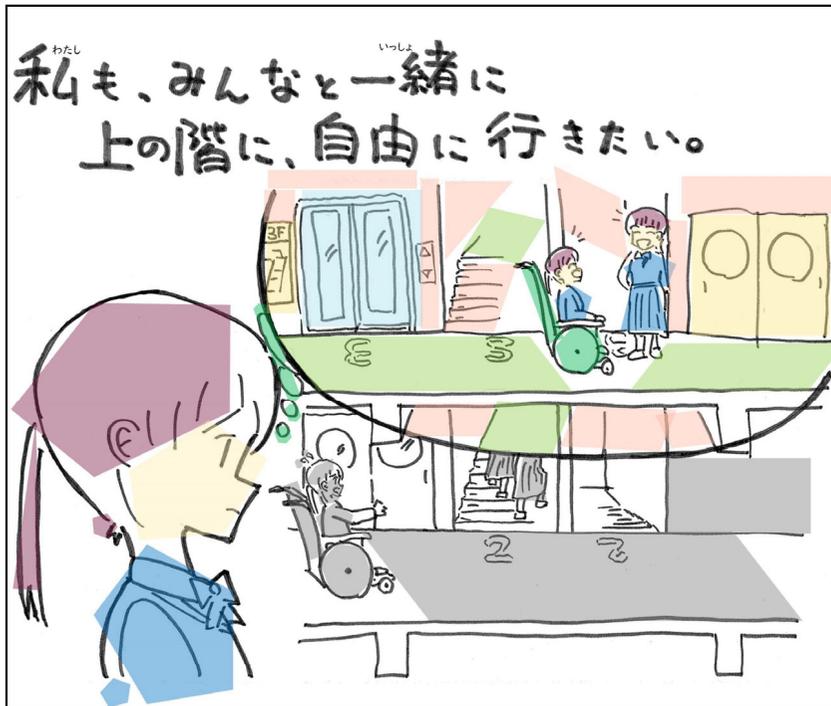
防火上の既存不適合を解消し、エレベーター棟を増築



町田第一中学校・各階平面図

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組（2）

- 学校利用者である児童生徒や教職員をはじめ、保護者・地域住民を含む皆様にも、幅広く学校施設のバリアフリー化の重要性を周知・機運醸成することを目的に、広報資料（ポスター・チラシ）を作成し、全国の公立小中学校に配布。



おすすめ、学校施設のバリアフリー化

障害のある子供も障害のない子供も共に学び、生活することができるよう、また、災害時の避難所等の地域の拠点として、学校施設をバリアフリー化することが重要です。

エレベーター

公立小中学校等施設へのエレベーターの設置は、全国で約29%にとどまっています。
※ エレベーターの有無は、子供が進学先を決めるための重要な判断材料になることもあります。

29%

スロープ等

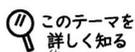
公立小中学校等施設における、校門から校舎の前までの段差解消は、全国で8.2%、昇降口等から教室等までの段差解消は、全国で6.1%にとどまっています。
※

6.1%

バリアフリートイレ

公立小中学校等施設へのバリアフリートイレの設置は、全国で約7.0%にとどまっています。
※ また、避難所として、地域の特に高齢者の方々のニーズという観点もあります。

7.0%



このテーマを詳しく知る



学校施設のバリアフリー化の推進



障害理解や特別支援教育について



文部科学省

※ 文部科学省「学校施設バリアフリー化実態調査（令和4年9月現在）」より、公立小中学校等施設（校舎）のデータを抜粋

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について

公立小中学校等施設は、障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があるとともに、災害時の避難所としての役割も果たすことから、バリアフリー化が重要です。それには、学校設置者である市区町村による取組の加速化が不可欠です。

- 必要性1** 令和2年5月のバリアフリー法の改正により既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化
- 必要性2** 近年、特別な支援が必要な児童生徒が増加※1
- 必要性3** 公立小中学校等の9割以上が避難所に指定※2
災害時に、不特定多数の方が利用することが想定

※1: 特別支援学級在籍者数は、平成23年5月には15,255名だったのに対し、令和3年5月には326,458名と、10年間でおよそ2倍となっている。（出典: 学校基本調査）
※2: 平成31年4月現在、公立小中学校等（義務教育学校・中等教育学校前期課程を含む）28,613校のうち避難所指定学校数は27,149校で、割合としては94.9%に当たる。（出典: 文部科学省）

国の取組

- 令和7年度までの整備目標を設定、緊急かつ集中的な整備を要請
- 令和3年度から、バリアフリー化のための改修事業について国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ
- 指針の改訂、相談窓口の設置、事例集の公表など技術的支援を実施

対象	令和2年度 令和4年度		令和7年度までの目標		
	令和2年度	令和4年度			
バリアフリートイレ	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%に相当	
	屋内運動場	36.9%	41.9%		
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	82.2%	全ての学校に整備する
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	57.3%	61.1%	
		屋内運動場	57.0%	62.1%	
エレベーター	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%に相当	
	屋内運動場	65.9%	70.5%		要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約76%に相当

学校施設のバリアフリー化に関する計画等がある地方自治体は約25%（R4.9）。

報告書「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて」：「学校施設バリアフリー化推進指針」（R2.12）



学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（R4.6）



公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する相談窓口



公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組（3）

- 文部科学省ウェブサイト内に「学校施設のバリアフリー化の推進」の特設ページを開設。

特設ページでは以下の内容を公表

学校施設のバリアフリー化の検討や実施のほか機運醸成等のためにご活用ください。

- ・ バリアフリー化に関する調査研究・事例集
- ・ 整備目標・実態調査
- ・ これまでの通知・事務連絡等
- ・ 国庫補助制度
- ・ 広報資料（ポスター、チラシ）
- ・ 相談窓口

掲載URL

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html



● 学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設は、障害のある児童生徒等が、支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があるとともに、災害時の避難所など地域コミュニティの拠点としての役割も果たすことから、バリアフリー化は重要です。このため、文部科学省では、各学校設置者のバリアフリー化推進を支援するため、様々な取組を行っています。

私も、みんなと一緒に
上の階に、自由に行きたい。

1. 文部科学省の取組

令和2年度、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が改正され、バリアフリー法上の「特別特定建築物」に、公立小中学校等が追加されました。これにより、公立小中学校等施設は、一定規模以上の建築等をすときは、バリアフリー基準への適合が義務付けられたほか、既存の建築物についてもバリアフリー基準への適合の努力義務が課せられました。

これを受けて、文部科学省では、有識者会議を設置し、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について集中的な検討を行い、令和2年12月、有識者会議の報告を取りまとめました。これを踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針（以下「指針」という。）を改訂するとともに、公立小中学校等のバリアフリー化に関する整備目標を設定しました。

さらに、令和3年度より、公立小中学校等の既存施設におけるバリアフリー化工事について、一定の要件を満たす場合の国庫補助の算定割合を1/3から1/2に引き上げたほか、行政説明の実施、事例集の作成等、様々な取組を実施しています。

バリアフリー化に関する調査研究・事例集等

上記の有識者会議の検討経緯・取りまとめの報告書や、改訂した指針は以下のとおりです。また、以下の事例集では、報告書の一部再掲や、指針の主要な項目のイラスト付き解説のほか、各自治体が制定・策定している学校施設のバリアフリー化に係る条例・計画や、学校ごとの個別のバリアフリー整備等を掲載しています。

- ・ 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議（令和2年7月）
- ・ 上記協力者会議の報告書の取りまとめ及び「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂について（令和2年12月）
- ・ 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（令和4年6月）

整備目標・実態調査

2. バリアフリーに関する法制度の動向

(参考) 障害者政策に関する法制度の概況 (一部抜粋)



バリアフリー法の改正（令和2年）（1）

● 経緯

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）においては、平成18年の法制定時から、特別支援学校が特別特定建築物に位置付けられ、令和2年改正において、特別特定建築物に公立小中学校等が追加された（令和3年4月1日施行）。

● 学校施設に係る義務付けの範囲

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。
※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

※これに加え、省令で、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（誘導基準）が、さらに、バリアフリー設計のガイドラインとして「建築設計標準」が定められている。

「学校」

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

新築、増築、改築、用途変更、修繕
又は模様替えについて適合努力義務

- 特別支援学校
- 公立の小学校、
中学校、
義務教育学校、
中等教育学校
（前期課程）

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は
主として高齢者、障害者等が利
用する特定建築物その他の特定
建築物

① 2,000㎡以上の新築、増築、改築※
又は用途変更について適合義務

※増改築部分のみが義務化の対象

② 2,000㎡未満及び既存建築物につい
て適合努力義務

バリアフリー法の改正（令和2年）（2）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年4月3日
衆議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

三 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。

四 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年5月12日
参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

四 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。

五 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

バリアフリー法施行令の改正（令和7年6月1日施行）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、トイレ及び駐車場に係るバリアフリー基準を見直すとともに、劇場等の客席に係るバリアフリー基準を新たに定める「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、令和6年6月18日、閣議決定されました。

● 経緯

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定により、特別特定建築物について2,000 m²以上の建築をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）において定められているバリアフリー基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させなければならないとされている。

今般、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、これらのバリアフリー基準について、所要の見直し等を行う。

● スケジュール

令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行

● 主な改正の概要

トイレに係るバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子使用者用便房」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと（各階）に1以上の設置を求めることとする。

※床面積が1,000 m²未満の階、10,000 m²超の階の基準等は別途告示で規定

- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、**事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付ける**とともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする、改正障害者差別解消法が令和3年に成立、**令和6年4月1日から施行**。
- これを踏まえ、政府全体としては障害者差別解消法に基づく「**基本方針**」を、各省庁においては所管事業に係る「**対応指針**」、職員に係る「**対応要領**」を、それぞれ**改定**。

改正内容

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする

（参考）政府の広報資料



障害者差別解消法が変わります！
令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化
されます！

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

改正前	改正後	変更点
事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供	義務	努力義務から義務へ
国及び地方公共団体の連携協力の責務	義務	努力義務から義務へ

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

合理的配慮の提供の流れ

- 事業者が合理的配慮の提供を求められた場合
- 事業者が合理的配慮の提供を求められた場合、事業者は合理的配慮の提供を求められた理由を説明し、合理的配慮の提供の可否を判断する。
- 合理的配慮の提供が可能な場合は、合理的配慮を提供する。
- 合理的配慮の提供が不可能な場合は、合理的配慮を提供できない理由を説明する。

合理的配慮の提供とは、障害のある者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去し、又はこれを軽減することを含む。

合理的配慮の提供の例

- 視覚障害者に対する点字の提供
- 聴覚障害者に対する手話の提供
- 身体障害者に対する車いすの提供
- 知的障害者に対するわかりやすい説明書の提供
- 発達障害者に対する配慮の提供

合理的配慮の提供に関するお問い合わせ先

国土交通省 障害者差別解消法推進課

電話番号：03-3568-1111

ウェブサイト：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

- 「環境の整備」とは、企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、個別の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、**不特定多数の障害者を主な対象として行う事前的改善措置**のことであるが、「合理的配慮」は、**環境の整備を基礎として**、その実施に伴う負担が過重でない場合に、**特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置**である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なる。
- 行政機関等及び事業者は、**必要な環境の整備に努めなければならない（努力義務）**。
- 事前的改善措置としては、**公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意志表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者などの人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上などが例として挙げられる**。また、環境の整備には、**ハード面だけではなく、職員に対するソフト面の対応（職員・社員を対象とした研修やマニュアルの整備など）も含まれる**。
- 合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる等の場合は、その都度、合理的配慮を提供するよりも「環境の整備」を行うことが効果的である。

「環境の整備」と「合理的配慮」の関係の例

【環境の整備】



施設を改修し、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。



不特定多数の障害者が利用することを想定し、あらかじめ携帯スロープを準備する。

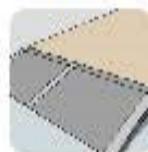


障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられた際に合理的配慮の提供ができるよう、社員対応マニュアルを整備するとともに研修を実施する。

【合理的配慮】



設置された視覚障害者誘導用ブロックを活用し、障害者を施設内の目的地まで案内する。

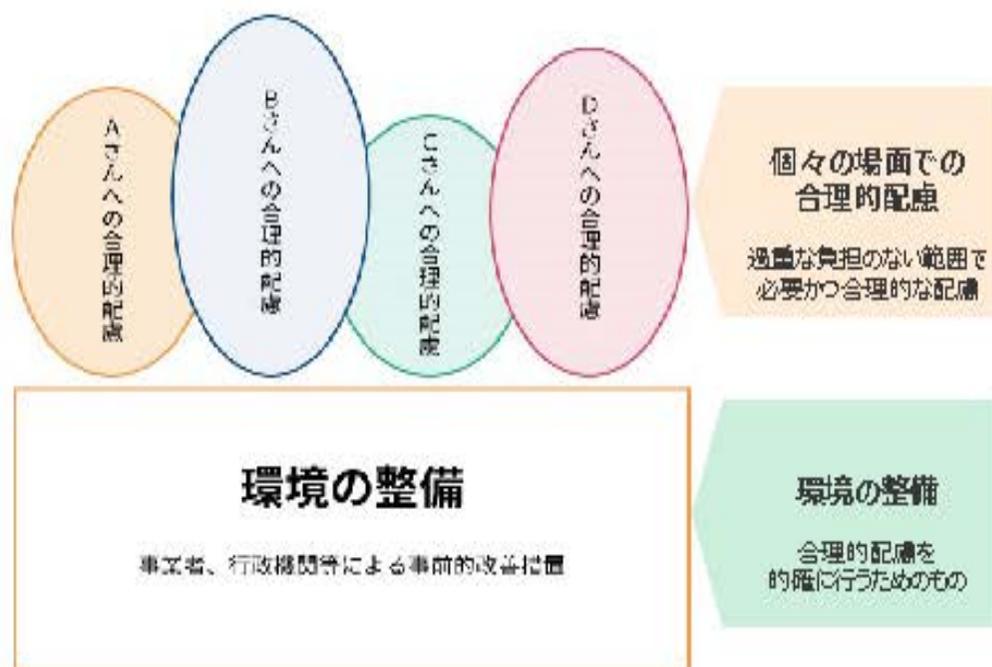


個別の障害者からの申出に応じて、段差に携帯スロープをかける。



障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられた際、マニュアルや研修の内容を踏まえ、代筆に問題がない種類の場合は、障害者の意思を十分に確認しながら代筆する。

「合理的配慮」と「環境の整備」のイメージ



障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

令和4年法律第50号
令和4年5月19日成立
同月25日公布・施行

1.目的

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者

2.基本理念

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ① 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ② 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③ 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

3.関係者の責務・連携協力・意見の尊重

- 国・地方公共団体の責務等（4条）※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- 事業者の責務（5条）
- 国民の責務（6条）
- 国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（7条）
- 障害者等の意見の尊重（8条）

4. 基本的施策

(1) 障害者による情報取得等に資する機器等 (11 条)

- ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ② 利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援
- ③ 関係者による「協議の場」の設置 など

(2) 防災・防犯及び緊急の通報 (12 条)

- ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など

(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 (13 条)

- ① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ② 事業者の取組への支援 など

(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報 (14 条)

<国・地方公共団体について>

- ① 相談対応に当たっての配慮
- ② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

(5) 国民の関心・理解の増進 (15 条)

- 機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

(6) 調査研究の推進等 (16 条)

- 障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

3. 今後の学校施設のバリアフリー化の推進に向けた検討

学校施設のバリアフリー化の更なる推進に向けた調査研究の実施について

令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令の一部改正により、特別特定建築物に公立の小中学校等（義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ。）が新たに位置付けられた。これを受け、文部科学省において、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）における整備目標として、公立の小中学校等を対象として、令和7年度までを目途とした既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化の整備目標を示し、バリアフリー化の推進を図ってきたところ。

現在、国土交通省において、基本方針における整備目標の見直しについて議論が進められているところ、公立の小中学校等についても、現行の整備目標の達成状況を確認しつつ、今後の整備目標やバリアフリー化推進のための取組について検討を行う必要があるため、以下のとおり調査研究を実施する。

（検討事項）

- ・ 令和8年度以降の整備目標について（現行の整備目標の見直しについて）
- ・ バリアフリー化推進指針の見直しについて
 - ※令和6年6月公布のバリアフリー法施行令の改正等を踏まえた見直し
- ・ バリアフリー化の加速に向けた取組について 等

（検討体制）

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の下に、学識有識者、行政担当者、学校関係者、当事者団体等を構成員とした部会を設置。

（検討スケジュール）

バリアフリー法に基づく基本方針の改定が令和7年夏ごろに予定されていることから、本調査研究についてもこれに準じ、文部科学省において、令和7年夏頃に整備目標等を設定できるよう検討を進める。

調査研究の実施体制について

「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の下に、令和2年に「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂し整備目標を設定した際に設置した有識者会議と同様に、学識有識者（建築、バリアフリー、教育学）、行政担当者、学校関係者（特別支援教育関係）、当事者団体等を構成員とした部会を設置する。

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

伊香賀 俊治 慶應義塾大学名誉教授
市川 裕二 全国特別支援学校校長会副会長
東京都立立川学園校長
伊藤 俊介 東京電機大学システムデザイン工学部教授
垣野 義典 東京理科大学創域理工学部建築学科教授
亀村 豊 川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長
倉斗 綾子 千葉工業大学創造工学部デザイン科学科教授
後藤 豊郎 公益社団法人日本PTA全国協議会顧問
齋尾 直子 東京科学大学環境・社会理工学院建築学系教授
鈴木 康之 日本私立中学高等学校連合会常任理事
水戸女子高等学校理事長・校長
高橋 純 東京学芸大学教育学部教授
田邊 俊治 全国市町村教育委員会連合会会長
長澤 悟 東洋大学名誉教授
中埜 良昭 東京大学生産技術研究所教授
奈須 正裕 上智大学総合人間科学部教育学科教授
樋口 直宏 筑波大学人間系教授
吉田 信解 埼玉県本庄市市長

【特別協力者】

植田 みどり 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官
深堀 直人 国立教育政策研究所文教施設研究センター長

学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会

【学識有識者】

伊藤 俊介 東京電機大学システムデザイン工学部教授
下倉 玲子 呉工業高等専門学校建築学科准教授
高橋 儀平 東洋大学名誉教授
毛利 靖 茨城大学教育学部教授

【建築設計】

小林 聖代 株式会社桂設計

【行政・学校関係者(特別支援教育関係)】

市川 裕二 全国特別支援学校校長会副会長
東京都立立川学園校長
岩井 雄一 全国特別支援教育推進連盟理事長
大関 浩仁 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
品川区立第一日野小学校校長
竹田 衝吾 神戸市教育委員会事務局学校環境整備課課長(施設担当)
根本 益海 戸田市教育委員会事務局教育総務課主事

【当事者団体】

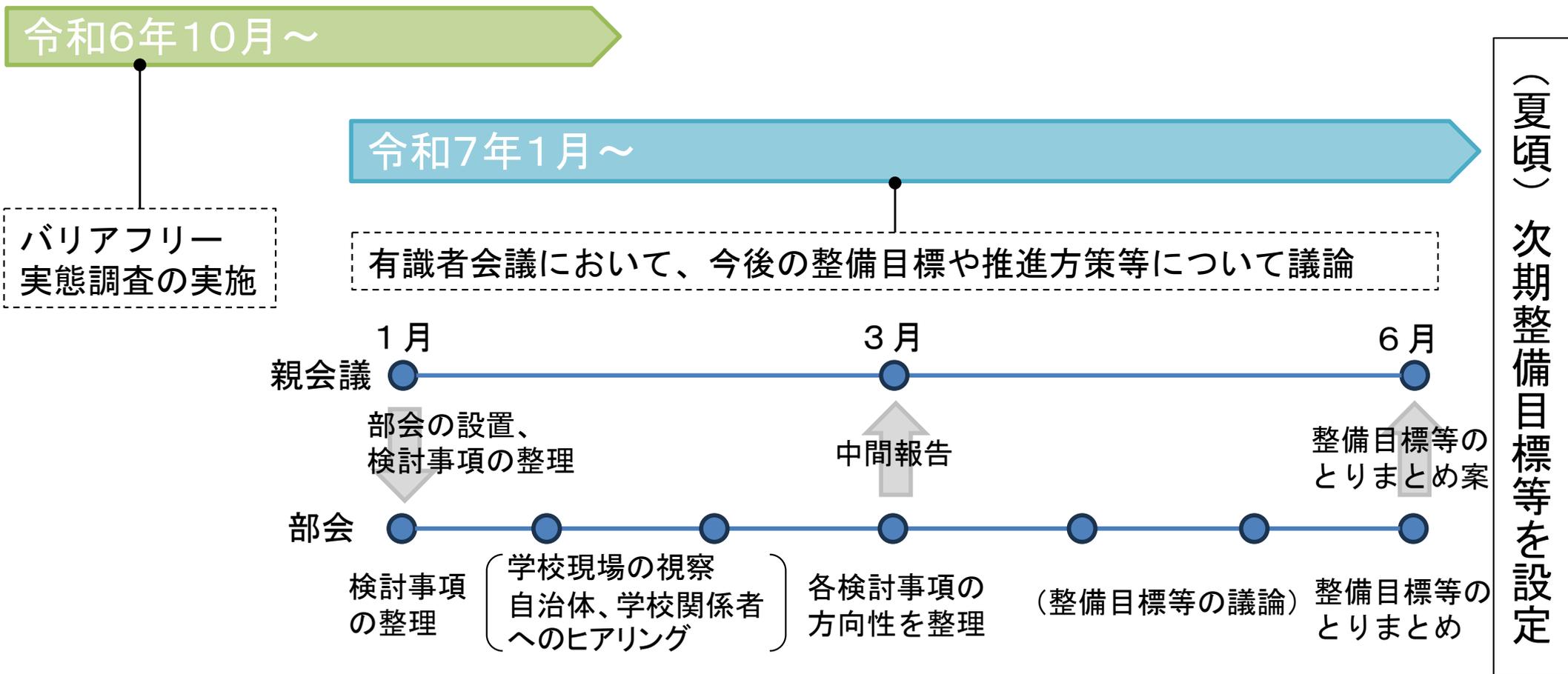
市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長
尾上 浩二 日本障害フォーラム政策委員会委員

【特別協力者】

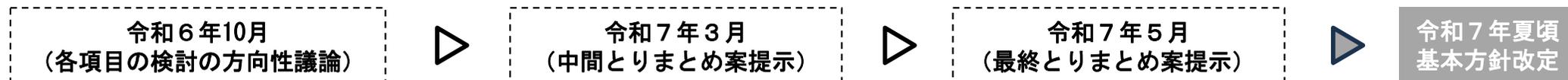
深堀 直人 国立教育政策研究所文教施設研究センター長

検討スケジュールについて

バリアフリー法に基づく基本方針における第4次整備目標については、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、令和7年度夏頃を目途に最終報告書を取りまとめた後、基本方針（告示）を改正することとされているため、本検討についても、これに準じたスケジュールで検討を進める。



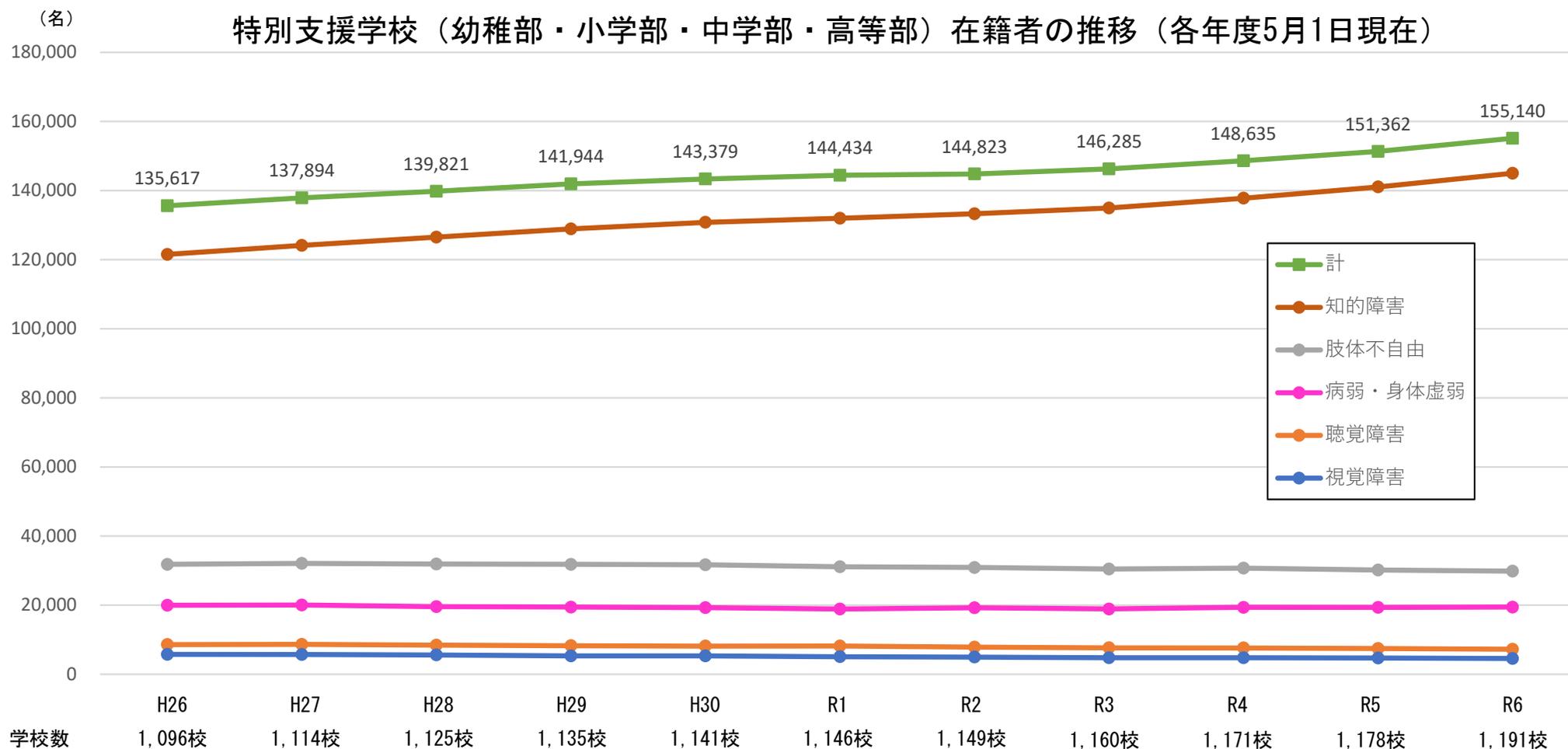
<参考：[国土交通省] バリアフリー法及び関連施策のあり方検討会の開催等のスケジュール（想定）>



参考資料

①特別支援教育関係

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和6年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	120	836	343	152	1,534
在籍者数	4,537	7,227	145,028	29,839	19,439	206,070
学級数	2,025	2,700	33,888	11,902	7,742	58,257

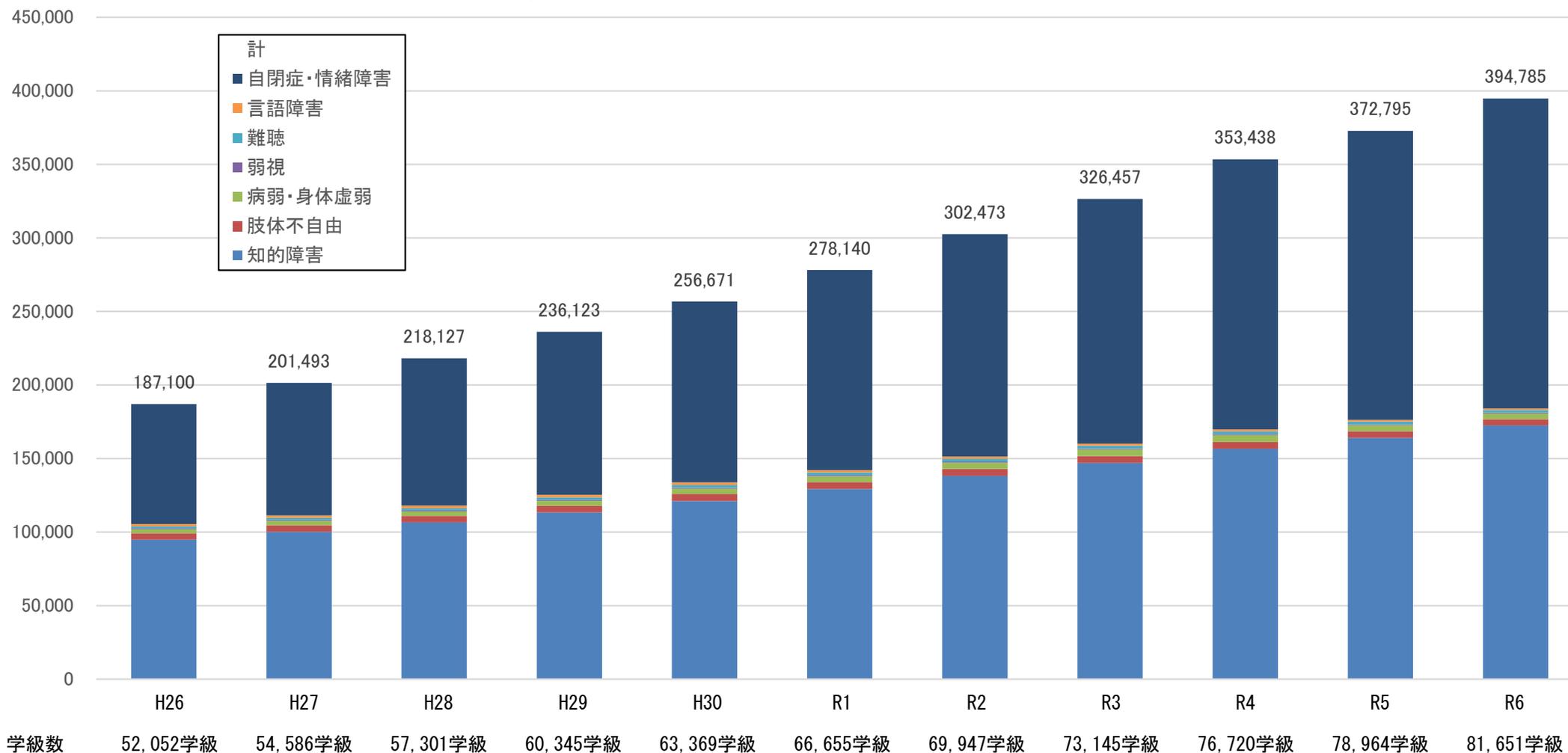
（出典）学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

(名)

特別支援学級在籍者数の推移(各年度5月1日現在)

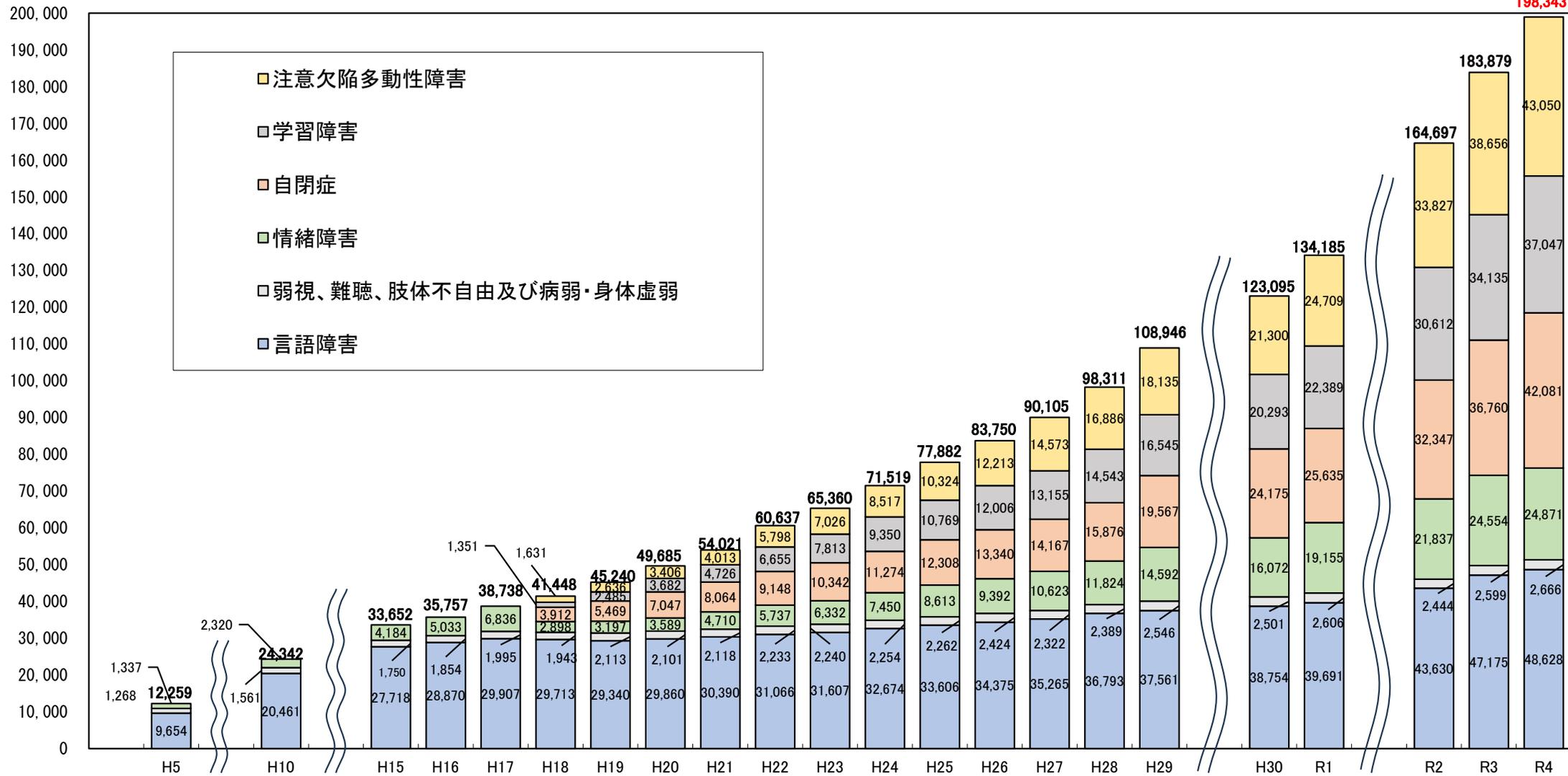


【令和6年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	34,297	3,024	2,800	501	1,310	603	39,116	81,651
在籍者数	172,519	4,189	3,978	553	1,777	1,062	210,707	394,785

(出典)学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



（出典）通級による指導実施状況調査（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ）

※令和2年度～令和4年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

(1)調査対象：都道府県・市区町村教育委員会

(2)調査時点：令和4年5月1日時点

(3)主な調査事項

- ① 令和4年度の就学予定者(新第1学年)として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す「学校教育法施行令第22条の3」(以下、「22条の3」という。)に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

(4)主な結果概要

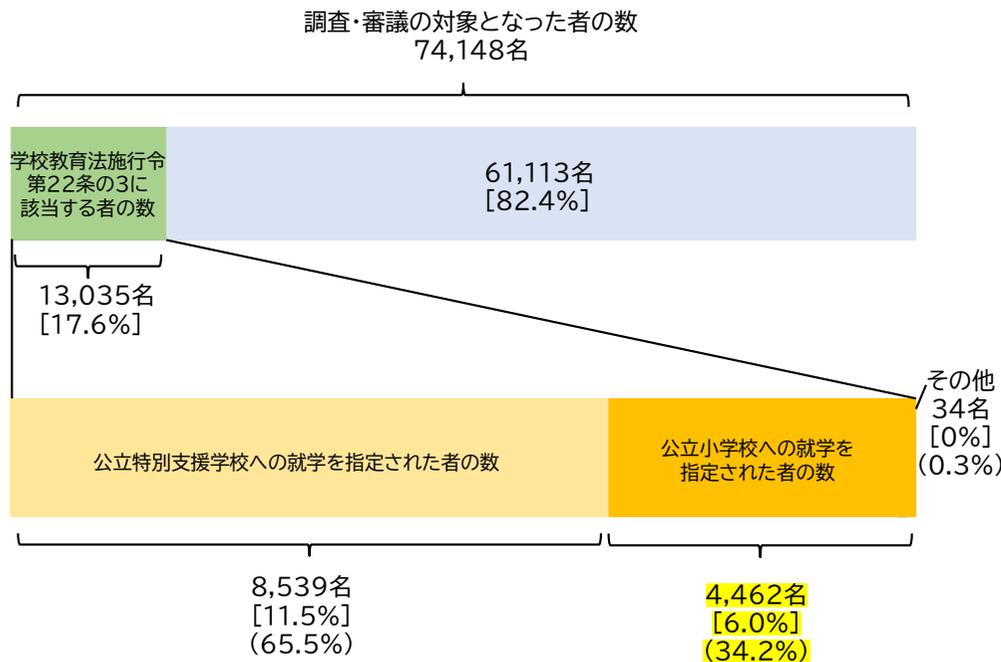
- ①22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、前回調査(約26%)より増加。

②公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について

- 学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089
	中学校第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245
(参考) H30	小学校第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
	中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

- 特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者に対する割合。
 ※ 「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。
 ※ 「その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

②施設整備関係

- 平成15年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）の改正において、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象として位置付けられたほか、「障害者基本計画」（平成14年12月閣議決定）において、学校施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進することが求められた。
- 文部科学省では、有識者会議を設置し、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意点を「学校施設バリアフリー化推進指針」としてとりまとめた。



第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点
 - ・ 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮
 - ・ 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
 - ・ 運営面でのサポート体制等との連携を考慮
 - ・ 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
 - ・ 災害時の応急避難場所となることを考慮

- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進
 - ・ 関係者の参画と理解・合意の形成
 - ・ バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定
 - ・ 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

以下の3つに分類して提示

- ・ 安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの
- ・ より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの
- ・ 施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

4 使いやすく、安全で快適な各室計画

(5) 誰もが利用できる便所

⑦ 障害のある児童生徒等が休憩時間内の教室移動の際などに利用することを考慮し、各階に車いす使用者用便房を設置することが望ましい。とりわけ、新築・改築時や、長寿命化改修等の大規模な改修時の機会を活用して、各階に車いす使用者用便房を設置することが重要である。

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画

(5) 利用しやすい駐車場

- ① 建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす使用者等の利用する駐車場を確保することが望ましい。
- ② 車いす使用者等の利用する駐車場には、わかりやすい表示をすることが望ましい。

学校施設バリアフリー化推進指針（当事者参画）

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

(1) 関係者の参画と理解・合意の形成

既存学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域、行政(教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局)等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要である。その際、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

1 計画・設計上の基本的留意事項

(1) 関係者の参画と理解・合意の形成

学校施設のバリアフリー化を推進するためには、施設整備に関する企画、基本設計、実施設計及び施工の各段階において、学校、家庭・地域、行政(教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局)等の参画による総合的な検討を行うことが重要である。その際、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。

○「学校施設整備指針」は、小学校、中学校などの学校種別ごとに、**学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したもの。**

この指針では、

- ①高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
- ②健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- ③地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

の3点を学校施設整備の基本方針として、学校施設の配置計画や平面計画、各室の計画等において留意すべき事項を提示。また、学校施設の先進事例を集めた事例集等も作成。

○平成19年には、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、**学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実。**



学校施設のバリアフリー化等に関する事例集（平成17年3月）



文部科学省委嘱調査研究
社団法人日本建築学会文教施設委員会・学校施設のバリアフリー化等に関する調査研究委員会

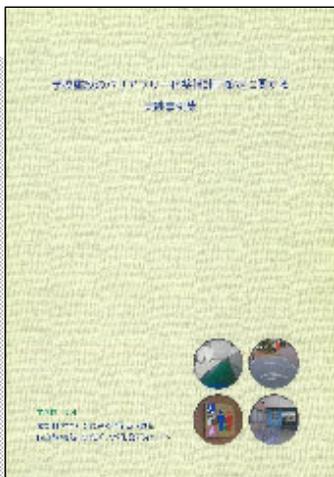
「学校施設バリアフリー化推進指針」(平成16年3月文部科学省大臣官房文教施設企画部)に基づき、学校施設のバリアフリー化に係る具体的な計画・設計手法等に関する事例を取りまとめ。

指針の記載内容と関連した事例を、留意事項ごとにそれぞれ写真も使って説明。



昇降口の段差をスロープにより解消した事例
(秋田県秋田市勝平小学校)

学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集（平成19年6月）



文部科学省大臣官房文教施設企画部・国立教育政策研究所文教施設研究センター

学校施設の計画的・合理的なバリアフリー化の整備計画を策定するなどして、学校施設のバリアフリー化に積極的に取り組んでいる地方公共団体の活動状況を、実践事例集として取りまとめ。

体制づくりや段階的整備などのポイントについて説明。

整備項目	真鍋小学校			都和小学校			荒川津小学校			中村小学校		
	短期	中期	長期	短期	中期	長期	短期	中期	長期	短期	中期	長期
車いす利用者用駐車スペースの設置・改善	●	○		●	○		●	○		●	○	
玄関前の段差の解消	済			●	○		済			●	○	
自動扉の取付け	●	○		●	○		●	○		●	○	

各学校施設の整備項目一覧

学校ごとに左1列に「●」「済」で整備状況を、右3列に「○」で整備時期(短期・中期・長期)を記載。

(茨城県土浦市「土浦市ひとにやさしいまちづくり計画」抜粋)

○「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

平成23年7月 東日本大震災の被害を踏まえた
学校施設の整備に関する検討会

第2章 地域の拠点としての学校施設の機能の確保

(1) 今回の震災を踏まえた学校施設の防災機能の向上について

○バリアフリー化

- ・災害時における高齢者や障害者等の要援護者の円滑な避難生活のため、スロープや障害者用トイレの設置等の学校施設のバリアフリー化を行うことが必要である。なお、バリアフリー化を行うことは、要援護者に限らず、避難住民の避難生活を円滑にする上でも有効である。

○「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」

平成26年3月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

第2部 第2章 地域の避難所となる学校施設の在り方

1. 地域の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方

②避難所として必要な機能の確保

- (略) また、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の避難生活において特別な配慮が必要な方々のために専用のスペースを可能な限り確保するとともに、平常時より学校施設としての基本的な条件であるバリアフリー化や断熱化を進めておくことが重要である。 等

○「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

平成28年7月 熊本地震の被害を踏まえた
学校施設の整備に関する検討会

第2章 避難所機能の確保

(1) 備えるべき施設設備等

- 避難所となる学校施設においては、雨漏り等の施設老朽化に伴う建物性能の喪失がないことのほか、ユニバーサルデザインの採用や断熱性の確保、施設の長寿命化など、学校施設として備えておくべき基本的な建物性能が確保されていることが重要である。

○近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について ～バリアフリー化の取組事例集～ 平成30年3月 文部科学省

避難所となる学校施設のバリアフリー化に関する学校設置者の理解や取組を促進するため、近年の災害で避難所となった学校施設で聞かれた避難者の声や、避難所となる学校施設のバリアフリー化の重要事項などを事例で分かりやすく解説。



○「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」

令和2年3月 文部科学省

第1章 地域の避難所となる学校施設の防災機能の必要性

(1) 防災機能整備の基本的な考え方

●避難所として必要な機能の確保

避難所となる学校施設では、被災した地域住民を受け入れ、食事の提供、生活関連物資の配布等、様々な活動が行われるため、必要なスペースや備蓄等を確保するとともに、電気、ガス、水道、情報通信等の機能を保持できるよう、代替手段も含めた対策を予め講じておくことが重要となります。また、障害者、高齢者等の特別な配慮が必要な方々のための専用のスペースやバリアフリー化を進めておくことが重要となります。

○「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」

令和5年5月学校施設等の防災・減災対策の推進に関する
調査研究協力者会議

第4章 学校施設の水害対策のポイント、対策例等

1. 緊急時に児童生徒等の安全を確保するための対策

1-1. 水害対策のポイント

個々の学校施設のハード面の検討として、①避難場所や避難経路、②避難誘導のためのバリアフリー化、③上階に垂直避難する場合の対策などを確認する。

公立学校施設のバリアフリー化に対する国の支援策について

1. 趣旨

障害のある児童生徒や、学校施設を利用する高齢者等に配慮し、エレベーター等を設置する場合に国庫補助を行う。

2. 負担（算定）割合等

新增築（学校を新設する又は建て増しする事業）	：原則 1 / 2	※ 1
改築（既存の学校建物を建て替える事業）	：原則 1 / 3	※ 2
大規模改造（既存の学校建物を改造する事業）	：原則 1 / 2	※ 3

※1 義務教育学校の新増築 : 公立学校施設整備費国庫負担金
その他 : 学校施設環境改善交付金

※2 教室の数の増加を伴う特別支援学校の校舎の改築事業は算定割合 1 / 2（令和9年度まで）

※3 保有面積が2,000㎡未満の学校及び幼稚園の大規模改造については算定割合 1 / 3

3. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

4. 工事内容

■ 新增改築事業

- ・バリアフリーを踏まえた施設整備

■ 大規模改造事業

- ・エレベーター、自動ドア、スロープ、バリアフリースイッチ等を設置する工事
- ・小中学校等の余裕教室又は普通教室を特別支援学級に模様替えする工事など

※特別支援学校の教室不足を解消するため、廃校や余裕教室を特別支援学校に模様替えする工事については、補助率を 1 / 3 から 1 / 2 に引き上げている（令和9年度まで）。この場合においても、バリアフリーを踏まえた施設整備を行うことが可能になっている。

学校施設のバリアフリー化に関する整備目標の設定等における議論の状況(1)

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて

～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～

令和2年12月 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議 報告書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正等を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：高橋儀平東洋大学名誉教授）において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討し、報告を取りまとめ。

報告書の概要

第1部 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた方策等

□インクルーシブ教育システムの構築の視点や、災害時の避難所の視点、バリアフリー法の改正などにより、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められており、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく必要。

（国における方策）

- ・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表
- ・学校施設バリアフリー化推進指針等の改訂
- ・財政的な支援の充実（補助率の嵩上げなど制度的な対応、建築単価の改訂など）
- ・バリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援 など

（学校設置者における方策）

- ・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定
- ・バリアフリー化に関する整備計画の策定と計画的な整備 など

学校施設のバリアフリー化に関する整備目標の設定等における議論の状況(2)

第2部 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

□学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等をまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂案について検討。

第3部 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案

□公立小中学校等施設のバリアフリー化を一層推進していくため、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標案を検討。

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標案
車椅子使用者用 トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
	屋内運動場	36.9%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター 1階建ての建物のみ 保有する学校を含む	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当

※円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。